

令和3年10月7日
自動車局旅客課

タクシーの『事前確定型変動運賃』の実証実験を行います！

令和3年10月から、乗車前に確定する運賃(事前確定運賃)を変動させる『事前確定型変動運賃』の実証実験を行います。

実証実験の背景

- 令和3年8月20日、国土交通省から、『事前確定型変動運賃』として別紙に掲げる内容に参画する事業者の募集を行ったところです。
- 募集の結果、応募のあった2事業者が以下に記載する概要のとおり実証実験を行うこととなりました。
- 今後、実証実験を通じて、運用上の課題を抽出することにより、今後の制度化に向けた検討の材料とすることといたします。

実証実験の概要

(1) 株式会社 Mobility Technologies 提供の配車アプリ (GO) について
期間：令和3年10月11日(月)～令和3年11月30日(火)
場所：東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市
タクシー事業者：5事業者(約8,100両)

(2) Uber Japan 株式会社提供の配車アプリ (Uber) について
期間：令和3年10月19日(火)～令和3年12月13日(月)
場所：東京都特別区(北区、板橋区及び練馬区を除く)
タクシー事業者：12事業者(約1,000両)

※ 令和3年10月19日(火)～11月1日(月)までの間は、運賃を変動させずに事前確定運賃を運用。

【問い合わせ先】

自動車局旅客課 村瀬、土肥

(代表)03-5253-8111(内線 41242、41243)

(直通)03-5253-8569(FAX)03-5253-1636

配車アプリ会社の問い合わせ先

タクシー配車アプリ	問い合わせ先
GO	株式会社Mobility Technologies 取材に関する窓口 MoT広報担当 有田 TEL:090-2760-2489 利用者の方向け窓口 URL: https://mo-t.force.com/go/s/CaseForm1
Uber	Uber Japan株式会社 取材に関する窓口 Uber Japan PR 事務局 末澤、保谷 TEL:080-4218-2813(末澤)、080-4670-5978(保谷) メール: uber@ssu.co.jp 利用者の方向け窓口 URL: https://help.uber.com/ja-JP/

事前確定型変動運賃の実証実験について

①実証実験の背景・目的について

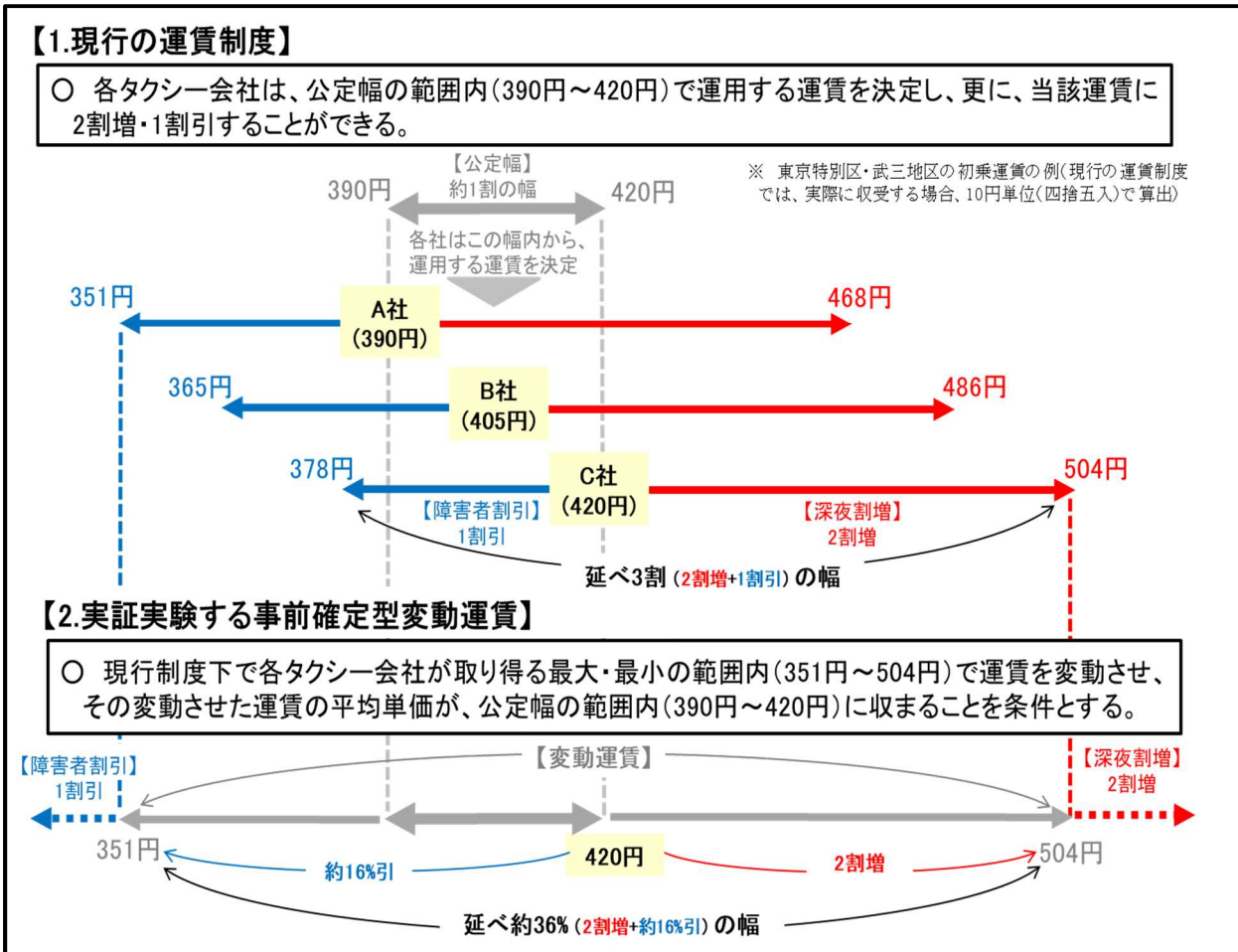
- ・ 現在、各タクシー会社は、行政が定めた一定の幅(公定幅)から、自社で運用する運賃を決定しており、更に、当該運賃に障害者割引(1割引)や深夜早朝割増(2割増)を行うことができるが(次頁の図参照)、需給に応じて運賃を変動させ、減額・増額をすることはできない。
- ・ そこで、「もう少し安い値段で利用したい」、「混んでいるときにタクシーがつかまりづらい」といった利用者のニーズに応える選択肢として、需給に応じて、一定の幅内で運賃を変動させることができないか、国土交通省において議論を進めているところ。
- ・ ただし、タクシーが公共交通機関としての役割をしっかりと果たすことができるよう、利用者が受け入れられない高額な運賃となったり、事前に利用者が支払う運賃がわからないまま変動しないよう、条件を設定する必要がある。
- ・ この実証実験により、運用上の課題を抽出することで、今後の制度化に向けた検討の材料とする。

②実証実験の導入に向けた課題の抽出と制度設計について

(運賃の変動方法及び変動幅)

- ・ 天候や最寄りのイベント等の需給に応じて、各社の創意工夫により運賃を変動させることとする(変動要件は要公表)。なお、リアルタイムでの変動のほか、予め設定したとおりに運用する変動方法により運賃を収受することも可能とする。
- ・ 変動運賃は、配車アプリを通じて、乗客がタクシーに乗車する前に確定することとし(事前確定運賃の一環として運用)、流し営業では利用できないこととする。
- ・ 変動運賃の幅は、公定幅の上限から2割増した額と、公定幅の下限から1割引した額の範囲内とする(下記図の場合、351円～504円に相当)。その上で、変動運賃に対し、深夜割増や障害者割引等を別途上乘せできるものとする。

<参考図>



(運用条件)

- ・ 変動運賃の平均単価が、公定幅の範囲内となるよう変動方法を設定すること(事前確定型変動運賃による需要喚起によって、総収入が増加することは問題ない)。実証実験期間中は、おおむね2週間ごとに状況を精査し、当該条件を満たさない場合は変動方法を変更することとする。

※ 例えば、上記図において、360円と370円の2回のみ運送した場合、平均単価は365円となり、公定幅の下限を下回るので、変動方法の変更が必要。

※ 平均単価を計算する際には、深夜割増や障害者割引等を除くものとする。

※ 実証実験では、平均単価について、各事業者単位ではなく、配車アプリ全体(各事業者の変動運賃合計)を単位として算出することも認める。なお、今後の制度化の検討の材料とするため、各事業者単位の平均単価も必要な実績値として集計・提出を求めることとする。

(配車アプリの仕様)

- ・ 実証実験の期間中は、事前確定運賃は原則として事前確定型変動運賃のみ運用すること。